

役員及び評議員の報酬等並びに費用に関する規程

(目的)

第1条この規程は、【特定非営利活動法人スイスイ・すていしょん】（以下「この法人」という。）の定款第17条の規定に基づき、当法人の役員（定款第12条で定義される。）及び評議員の報酬等並びに費用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1)役員とは、理事及び監事をいう。
- (2)常勤の理事とは、理事のうち、当法人を主たる勤務場所とする者をいう。常勤でない理事とは、それ以外の理事をいう。
- (3)常勤の監事とは、監事のうち、当法人を主たる勤務場所とする者をいう。常勤でない監事とは、それ以外の監事をいう。
- (4)報酬等とは、その名称の如何を問わず、職務遂行の対価として受ける財産上の利益であつて、その名称の如何を問わず、また、費用とは明確に区別されるものとする。
- (5)費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む。）等の経費をいい、報酬等とは明確に区別されるものとする。

(報酬等の額)

第3条常勤の理事に対する報酬等の額は、各事業年度に支給する報酬等の総額が1名当たり1,000万円を超えない範囲で、理事会において定める。理事長は、理事会において定めた常勤の理事の報酬等の額を、総会に報告するものとする。

2常勤でない理事に対しては、理事会又は総会等に出席の都度、日額5千円を報酬等として支給する場合がある。ただし、常勤でない理事に対して各事業年度に支給する報酬等の総額は、100万円を超えないものとする。

3常勤の監事に対する報酬等の額は、各事業年度に支給する報酬等の総額が1名当たり1,000万円を超えない範囲で、監事の協議によって定める。常勤の監事は、本項又は次項の規定により定められた監事の報酬等の額を、総会に報告するものとする。

4常勤でない監事に対する報酬等の額は、各事業年度に支給する報酬等の総額が1名当たり50万円を超えない範囲で、監事の協議によって定める。常勤でない監事は、常

勤の監事が設置されていない場合、本項の規定により定められた監事の報酬等の額を、理事会に報告するものとする。

(賞与、退職慰労金等)

第4条当法人は、役職員に対し、前条に規定する報酬等以外に、賞与、退職慰労金その他の報酬等の支給は行わない。

(報酬等の支払方法)

第5条常勤の役員に対する報酬等は、各事業年度に支給する報酬等の総額を12で除した金額（ただし、計算の結果、1,000円未満の金額が生ずる場合は、これを切り捨てる。）を毎月25日に、本人が指定する本人名義の銀行口座に振り込む方法で支払うものとする。

2常勤でない理事に対する報酬等は、都度遅滞なく支払うものとする。

3常勤でない監事に対する報酬等は、各事業年度に支給する報酬等の総額を2で除した金額（ただし、計算の結果、1,000円未満の金額が生ずる場合は、これを切り捨てる。）を12月15日に、本人が指定する本人名義の銀行口座に振り込む方法で支払うものとする。

(費用)

第6条役職員が負担した費用については、これの請求があった日から遅滞なく支払うものとする。

(改定)

第7条この規程の改定は、総会の決議により行うものとする。

(補則)

第8条この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

附則

他の規定中に、この規定の条項と同趣旨の規定が既に定められているものがある場合、当該規定の条項を優先して適用するものとする。

この規定は、2020年6月15日に施行する。